

市庁舎整備に関する調査特別委員会

(第 29 回) 会議録

会 議 年 月 日	平成 26 年 7 月 2 日 (水)		
開 会	午後 1 時 59 分	閉 会	午後 4 時 14 分
場 所	6 階 第 1 会議室		
出 席 委 員 (9 名)	委 員 長 中西照典 副委員長 吉田博幸 委 員 寺坂寛夫、伊藤幾子、桑田達也、椋田昇一 有松数紀、橋尾泰博、下村佳弘		
欠 席 委 員	なし		
事 務 局 職 員	局次長：河村 敏、議事係主任：増田和人		
出 席 説 明 員	庁 舎 整 備 局 長 : 亀 屋 愛 樹 庁 舎 整 備 局 次 長 : 中 島 伸 一 郎 庁 舎 整 備 局 長 補 佐 : 藏 増 祐 子 庁 舎 整 備 局 主 幹 : 宮 崎 学 庁 舎 整 備 局 主 任 : 黒 田 洋 太 庁 舎 整 備 局 専 門 監 : 前 田 喜 代 和 財 産 経 営 課 主 幹 : 福 井 一 朗 兼 庁 舎 整 備 局 主 幹 情 報 政 策 室 長 : 福 島 勝 平 情 報 政 策 室 長 補 佐 : 山 根 寿 彦		
傍 聴 者	2 名 (別添のとおり)		
本日の会議に付した事件	別紙資料のとおり		
備 考			

午後1時59分 開会

◆中西照典 委員長 それでは、ただいまから市庁舎整備に関する調査特別委員会、第29回を開催いたします。

7月に入りまして、8月の議会報告会、9月の定例会最終報告に向けて、短期間に集中して特別委員会を開催することとしております。委員の皆さん並びに執行部の皆さんには、中間報告に沿った特別委員会運営に御協力をいただきますよう、改めてお願いいたします。

それから、説明員についてですが、現在、総務部長がいません。副市長が兼務しておりますが、副市長の業務が立て込んどるということでもありますので、出席の要求はしておりません。

本日の日程ですが、配付のレジュメのとおり、まず特別委員会の議論の中で出た宿題になっている部分の協議を行った後、前回、前々回で検討した防災機能の強化及び市民サービス機能の強化の議論の論点整理を行い、5つの方針の3番目の庁舎機能の適切な配置の検討を行いたいと考えています。

それでは、日程に従いまして協議に入ります。

まずは、宿題となっている前回質疑の情報部分について、桑田委員より相談室の現状、駐車場内での事故の件、それから、棕田委員より駅南庁舎を取得してからの業務と人員の件、庁舎間移動の理由ということが宿題となっております。

まず、一つずつ説明、質疑を行っていきたいと思います。

それでは、庁舎整備局より、桑田委員の宿題の件についてから説明をお願いします。

はい、どうぞ、中島次長。

○中島伸一郎 庁舎整備局次長 失礼します。

そうしましたら、桑田委員さんから2点ございましたので、順次説明させていただきたいと思っております。

皆さんのお手元のほうに駅南庁舎の相談室等配置場所という、こういった図面がお手元に配ってあると思っておりますので、これで御説明申し上げたいと思っております。

相談スペースの現状ですけれども、これ①から⑦まで記載していきまして、全部で7カ所あるということになります。個室につきましては、これは赤の丸で示していきまして、左側のほうですね、そちらのほうに2番と6番で示していきまして、2カ所に、部屋としては3部屋あるという現状でございます。また、パーティションで区切った相談スペースというのは、これはそれ以外のところで黄色で示していきまして、右手のほうとか中ほどとか下とか左とかあります。これについては5カ所に、ブースでいえば7ブースあるという状況でございます。特に個室ですけれども、プライバシーとか個人情報の保護の観点から遮音性に配慮が必要な場合には個室を使っているという状況ですけれども、担当課に聞きましたら常に埋まっている状況であるということで、全体的に相談場所が不足しており、確保できない場合には極力プライバシーに配慮しながら対応をしているということをお聞きしております。

あと、これを例えば新築する場合はどうなるかということになりますけれども、これらの相談室を適切に確保していくような配置というのが新築の場合には考えられるということになります。

す。

それと、2点目の駐車場での事故についてということでございます。これは口頭で報告させていただきたいと思います。過去5年間調べておりますが、本庁舎が14件、駅南庁舎が21件の接触事故が発生しております。本庁舎は主に車両の接触で、駅南庁舎の場合は主にゲートなどの接触事故となっております。これが桑田委員さんからの御質問といたしますか、宿題でございます。

2点目ですね、棕田委員さんからの……。

◆**中西照典 委員長** ちょっと待ってください。一つの質問が終わりましたので、桑田委員、それでよろしいですか。

じゃあ桑田委員。

◆**桑田達也 委員** 前回の相談室の配置ということの御説明を受けたわけでありまして、駅南庁舎が7ブースのうち個室というのは2部屋しかないということに、2ブースの2部屋ということになるのですかね、ということになるわけですが、やはり今、相談を生活相談、駅南庁舎については障がい福祉課であるとか生活福祉課であるとか、また税関係の窓口がある中で、先ほど次長がおっしゃいましたけども、きちっと間仕切り、部屋になってないところはそういう間仕切り、パーテーションで仕切って、そしてなおかつ、職員の皆さんも相談者も非常にプライバシーに配慮した状況の中で最大限配慮して今相談を受けておられるということがわかったわけですが、これに対して市民の皆さんからの要望とか、そういったことがあれば、また次回でも結構ですので教えていただきたいと思いますし、職員の皆さんは大変そういう配慮をする中で市民の皆さんに最大限相談に乗っていらっしゃるという実情がよくわかりましたので、また今後の議論の中で触れていければというふうに思います。ありがとうございました。

◆**中西照典 委員長** 関連。棕田委員。

◆**棕田昇一 委員** 済みません、今のところでちょっと質問があるのですが、駅南庁舎という場合には、駅南庁舎とはあの建物全体を指すのですかね、フロアを指すのですかね、そこはどうですか。

◆**中西照典 委員長** 中島次長。

○**中島伸一郎 庁舎整備局次長** 行政機能の庁舎としては、1階のフロアと、あと3階、あるいは4階の行政機能の持つフロアを合わせて駅南庁舎とっております。

◆**中西照典 委員長** 棕田委員。

◆**棕田昇一 委員** 行政機能のというのがですね、厳密に言えばそうなのかもしれませんが、逆にそこがわかりにくいのですけども、一般的にはあの建物が駅南庁舎だと、それぞれいろいろね、用途はあるということかなというふうに思ったのですけれど、駅南庁舎というのは何を指すのか、もう一度御説明いただけますか。

◆**中西照典 委員長** ちょっと棕田委員、棕田委員の言っておられるのはわかるけども、その意図は何ですか、ちょっと聞かせてくださいな。そこを明らかにすることは必要ですけども、なぜ今出ているのか。

◆**棕田昇一 委員** 今このフロアのことが出たので今出しただけで、どうしても今でなくても結構で

す、別に後で議論する場があれば。

◆中西照典 委員長 答えられれば、どうぞ。

中島次長。

○中島伸一郎 庁舎整備局次長 棕田委員さんがおっしゃるように、一般的には、駅南庁舎といえ
ば当然あそこの全体の建物を指すということになります。ただ、2階の図書館であるとか、あ
るいは民間があるところなんかは、庁舎機能としてそこは含まないということになります。

◆中西照典 委員長 棕田委員。

◆棕田昇一 委員 じゃあ委員長、議論はもし今この場でなくて後のほうがいいということであ
ればそのようにしていただいたらいいですけど、ちょっと私の意見だけ。

まさにあの建物が駅南庁舎だというね、認識、多くの市民の方はそうじゃないのですかね。
そういう中で庁舎機能のスペースの状況の今説明があったわけですが、まさに駅南庁舎全体の
利用状況といいますか、使用状況といいますかね、一般論で言うと、私もやっぱりこれは非常
に手狭なね、状況にあるとは思いますが、そういう意味で庁舎の中で全体の配置、あるいは
活用の仕方というのいろいろあるのではないかというふうに思うものですから、しかし、そ
の前提としてあれ全体が庁舎ではないということになると私が言っている議論が成り立たない
のでね、ちょっと最初にそのことをお尋ねしたと。

駅南庁舎全体、あれ全6階だったですかね。地下もありますよね。それ全体の利用状況につ
いては、ちょっとこの場では、今いきなり出した質問ですから御説明が難しければ、それこそ
また今度のときでも結構ですから、それを御説明いただいた中で、この駅南庁舎の利用状況等々
についてのまた質問なり意見を言わせていただきたいと思います。

◆中西照典 委員長 前田専門監。

○前田喜代和 庁舎整備局専門監 駅南庁舎の利用状況でございますけれども、まず、6階は民間
のP A J Aが入っております。5階につきましては、庁舎部分としまして地籍調査係、それか
ら看護学校の準備室が入っております、そのほかに放送大学の占有部分がございます。それ
から、4階はございません。3階が庁舎部分といたしましては財産経営課、それから情報政策
室、サーバー室も含みます。それから、2階が図書館。それから、1階が先ほどの庁舎部分。
それと、地下が庁舎部分の会議室と、それから図書館の倉庫等がございます。概略は以上です。

◆中西照典 委員長 棕田委員。

◆棕田昇一 委員 先ほどの中で、今の説明の中でも、何階の庁舎部分かという説明があったわけ
ですが、庁舎部分の説明ももちろんいただきたいと思っておりますけどね、駅南庁舎全体の利用状況
の現況がどうで、その、どういふのかね、活用のいろんな工夫の余地があるのかないのか、
あるとすればどういふ活用が今後考えられるのかなというようなことを総合的に考えながら判
断する必要があるかなというふうに思ったものですから、今のことをお尋ねしたと。

そういう意味でいいますと、さっきの4階はありませんということでしたが、だとしたら4階
は全部駐車場ということなのか、3階も多くは駐車場だと思いますが、一部、先ほど説明があ
りましたような利用状況があるのだと思いますので、次のときで結構ですから、駅南庁舎全体
の各フロアのそれぞれの利用実態とその面積ですね、駐車場なら駐車場は何ぼとかいうことを

含めて、またそれを資料提供といいますか、情報提供といいますか、をお願いしたいと思えます。きょうはとりあえずここまでにしときます。

◆中西照典 委員長 じゃあ、そういうことのようにあります。資料をお願いします。

いいですか、この部分は。

じゃあ次に、椋田委員よりありました宿題についての説明をお願いします。

中島次長。

○中島伸一郎 庁舎整備局次長 そうしましたら、椋田委員さんから駅南庁舎の業務の変動、職員数ということがございました。皆さんのお手元に配っております駅南庁舎窓口関係部署の組織、職員数の推移の表をごらんいただきたいと思えます。

1の職員数の増減ですけれども、これは平成16年の11月に市町村合併して、駅南庁舎の窓口関係職員というのはその当時302名と、そのうち正職員は224名ということになっております。現在は職員数、合計としては334人ということと、正職員はうち223ということになります。職員数の全体の増減としては32ふえておりまして、うち正職員としては1名減少ということになります。

2番目に増減の主な要因をここで載せております。制度改正とか多様化する行政ニーズに対応するために、この表の中にあるような要因によってふえたり減ったりしているということがございます。平成18年度には介護保険法の改正に伴いまして駅南庁舎に中央包括支援センターが設置されていると。同じ年度になりますけれども、市民総合相談課の窓口を設置したりしています。また、平成23年度には、生活福祉課を生活福祉課と障がい福祉課の2課に分課して体制強化を図る。以降もこういったいろんな要因によって、右のようにそれぞれ増減があったということになります。また、下のほうですけれども、事務事業の見直しとか組織のスリム化など、そういったことによって減員もあって、トータルとしては32人の増になっているという状況がございます。

続きまして、もう一つの椋田委員さんの案件につきまして、じゃあお答えさせていただきます。

これは、もう一枚の資料を見ていただきたいと思えます。庁舎間の移動の内訳といいますか、それにつきまして、この表でまとめております。これは本庁舎と駅南庁舎の総合案内で記録しているものでございまして、1のほうでは平成17年度以降の案内件数の推移を示しております。前回の委員会で私から年間延べ4,500人以上と、人の人数で申し上げましたけれども、御案内した方が結局往復されることもあって延べ人数で説明させていただいていましたけれども、件数としてはこの表のとおりでございまして、特に平成21年度からは、本庁舎から駅南庁舎への案内については、案内した課も記入しておりまして、右にこういった理由でこの課を案内したということがわかるようになっております。

この表をごらんになってわかると思えますけれども、市町村合併当時というのはまず本庁舎に来られる方が多く、本庁舎から駅南庁舎へ案内するのが多くなっております。逆に近年、現在では駅南庁舎から他の庁舎に案内するということが合併当時と比べて倍ぐらいふえているという状況がございます。

それと、これは駅南庁舎では本庁部署の関連の受け付けの相談もありまして、例えば駅南に
来られて市住の申し込みの話であるとか犬の登録のお話も伺っておりまして、結果的には、こ
の表には載ってないのですが、本庁舎にそこから案内される場合もあるというふうに聞いて
います、その件数は含めておりませんので、この表の数字以上に実際には移動される件数
はあるものだと思っております。

それともう一点、前回、公用車の具体的な配置について資料でお示しをという御意見もござ
いまして、これはきょう御説明させていただきます庁舎機能の適切な配置の資料でまとめてお
りますので、それはそのときに御説明させていただきたいと思えます。以上でございます。

◆中西照典 委員長 いいですか。

じゃあ椋田委員。

◆椋田昇一 委員 まず2点目のほうから、庁舎間移動のほうですね。この表で、本庁舎から第二、
本庁舎から南、本庁舎から他の庁舎、それぞれ主な理由が書いていただいておりますが、一番最
後の駅南庁舎から他の庁舎のところは主な理由のところがないのですけれど、これはどうい
うことでしょうか、あるいはどういう状況でしょうか。

◆中西照典 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 先ほどちょっと例示で挙げましたけども、犬の登録、それから市住の
申し込み、こういったこともありますし、最初に言いましたように最初の合併当時は本庁を
目指して駅南庁舎に案内するというケースが多かったのですが、近年は逆に駅南庁舎が市役
所という考え方で住民の方が来られて、ここの課に来ただけだともというようなことで、いや
それは本庁舎のほうですという事務的な内容に目指して上がってくるのじゃなしに、庁舎と
して目指して来られたので本庁舎のほうを案内するというケースがほとんどです、内容とし
ましては。

◆中西照典 委員長 椋田委員。

◆椋田昇一 委員 何かわかったような気もしますし、もう一つようわからんような、ごめんな
さい。

今一応説明いただいたのですが、ここの欄だけ記入がされてないのは何でだったんかい
な、何でなんかいなど。

◆中西照典 委員長 中島次長。

○中島伸一郎 庁舎整備局次長 実態としましては、案内のところでこういう書く様式がござい
まして、それには本庁、駅南については、私ども実際窓口やりましたけども、ここに案内した
というのを正の字でやっていくのですが、駅南から他の庁舎にする場合には特にそういった
様式がないものですから、主な理由としてはちょっと上げてないということです。ただ、実態
としては今みたいな形で、恐らく犬の登録であったりとか市住の相談であったりとかとい
うことで他の庁舎に行かれるじゃないかなということを申し上げているということでござい
ます。

◆中西照典 委員長 椋田委員。

◆椋田昇一 委員 じゃあ内容的に、ここでの議論は、これについてはここでとめたいと思
いますけど、こういう統計をとられるのだったら、駅南から他の庁舎だけが統計の様式がそ
うなっ

ていませんでしたから、そのこと自体にね、不備があるわけで、そこはちゃんとされたほうがいいと思いますが、庁舎の議論としては、別にこの件についてはとりあえずいいです。

◆中西照典 委員長 そのほかの方はありますか。

橋尾委員。

◆橋尾泰博 委員 職員数の増減のこのちょっと確認をしてみたいのですが、現在334人、そのうち正職員が223人。この111名ですか、この方というのは臨職だとか嘱託だとか思うのですが、ここら辺の割合というのはどうなっていますか。

わからなかったら今はいいです。また後で教えてください。

それと、2点目に総合案内における庁舎間案内情報ということでね、合併してからの推移がずっと書いてあって、この表を見れば、ここ平成23年、4年、大体庁舎間移動をされた市民の方が大体カウントとして4,500程度移動をしておられるということ。これを今回の市庁舎整備において改善をしたいということですが、いけば、やはり本庁舎の機能と、それから駅南庁舎のライフイベントの機能ね、やっぱりこれが大分市民の皆さんに定着をしてきたかなという感じがするのですが、その中でも本庁から第二庁舎、それから本庁から駅南庁舎、それから本庁から他の庁舎、これが4,500の中で3,000強あるわけですね。やはりこれは市立病院のほうであれ現在地であれ、整備を進めていく中で大幅に改善できますよね、これはね。後はどれだけ、あと1,500ですか、それをどういう形で、もっと数を減らしていくのかと、行政サービスを提供する上でということですが、こういう点は市庁舎整備としても検討はしているのかどうなのか、その辺ちょっと教えてください。

◆中西照典 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 今御指摘のとおり、統合することによってこの案内が減るということは承知しております。それで、あと1,000幾ら残るとするのは、今度は駅南庁舎と本庁舎機能の部分に対する手だてですね。そこについては、やはり皆さんに告知をしていって徹底していくということは、いずれにしても離れた庁舎では存在するわけですから案内が全くゼロになってくるということはありません。周知徹底を図っていくことは努力させていただきます。

◆中西照典 委員長 橋尾委員。

◆橋尾泰博 委員 今の局長の答弁を聞いておると、まだ具体的な検討には入っていないと、いえばね、原則論的なお話があったのですが、なぜ私がこういうことを聞いたのかというと、当初は市立病院跡地に2万3,500というね、市庁舎を一本にまとめて、それをすることによって庁舎間移動とか、あるいは市民の皆さんのお越しいただく便利がよくなるということだったのだけでも、やはり今までの経過の中でね、使えるものは使っていこうという形の中で、耐震基準をクリアしておる駅南庁舎も活用して、それで新しくする部分というものはできるだけ規模を落として整備をしていこうという全体構想のね、整備案を4つ提示された。やっぱり私はそういう提案をされるのであれば、当然こういうこともね、検討をされた上での提案であるべきだと思うし、だから今のね、全体構想の整備案を議論していく中でそういうことを庁舎整備局としてどのような検討をされ、進めていこうとされておるのかという、そういう基本的なところ

をちょっと確認したかったということで聞かせていただいたということです。いいですよ、答弁は。さっきの答弁で検討してないということがわかったから。

◆中西照典 委員長 そのほか。

じゃあ、吉田副委員長。

◆吉田博幸 副委員長 ずっとこうして計のところを見れば、17年は6,327ですか、それで平成24年は4,528件。ずっと大体、低いところもありますけどもこういうような状態できておるんですけども、ある程度努力もされておるのだろうけども、どういうふうにこれ受けとめんさる。市民が無鉄砲なのでもう庁舎というところだったら飛び込みよんさるというふうなことか。ちょっとその辺、見解を教えてください。

◆中西照典 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 先ほどちょっと答弁させていただきましたけども、平成17年度は極端にちょっと数値としては多いのですが、これは庁舎が分散したというか分割した関係で、もともと市役所というのはこちらという意識を住民の方が持っておられたので、新たに庁舎ができて、その周知ができてなかった関係で本庁から向こうに行くという案内が多かったということは見てとれると思うのです。それにつきましては、逆に近年になりましたら住民サービス、窓口がほとんど駅南になっておりますので、今度市役所という意識が、市民の方がですね、駅南庁舎が市役所であって、そこに行ったけども逆に本庁舎といったことに業務があると、そちらに誘導されたということで、やはり庁舎が分裂しているということにおいて、これはずっと今後は変わらないのではないかなという形で分析はしておりますけどね。

◆中西照典 委員長 吉田さん、いいですか。

じゃあ、吉田副委員長。

◆吉田博幸 副委員長 こんだけずっと続いて、24年度まである程度の数字が出てくるということは、やっぱり何らかの努力が足りんじゃないかなというふうにも思えるわけだが。だけえ、何ぼこうしたら現庁舎に来られて駅南庁舎、駅南庁舎からこっちとか、そういうような、もしも変わったら変わったで、そういう情報提供を市民の方にどンドンどンドンされにゃあいけんないだかということだが。いや、これはちょっと違うかしらんけども、ふだんの姿勢がいな。

◆中西照典 委員長 答弁求めますか。

◆吉田博幸 副委員長 まあええで。

◆中西照典 委員長 いい。じゃあ、よく認識されているようで。

橋尾委員。

◆橋尾泰博 委員 ちょっと吉田委員の意見が出たのもう一点申し上げたいのだけど、やはり、この現在地に市役所がね、こうして長くね、本庁舎としての機能を果たしてきておって、やはり市民の皆さんからすれば鳥取市役所といえばここだという認識が長年にわたって定着しておる。だから、例えば4,500人の移動があるにしても、やはりそのうち、庁舎が分散しておってですよ、よその庁舎に行く、それが3,000件程度、75%はあるということですよ。これはね、今回の整備案のように例えば駅南庁舎と市立病院のとことね、やるにしてもやはり同じ状況だろうと思うし、ここの現本庁舎とね、駅南庁舎でもやっぱり同じ状況になるのだろうと思うの

です。

それで、例えば、さつき局長から、これからできるだけ告知をしながら市民の皆さんが庁舎間を移動することをできるだけ極力ね、低くしていくよう努力したいということをおっしゃったんだけど、一つの例としてね、例えば今だったら市役所の文書を出す場合でも、何というか、若草色みたいな水色みたいな、何か色の封書ですが。だから、やっぱり駅南庁舎の中に入っている課については、例えば発送する封筒でも色を変えて、例えばピンク系統にするとか。それで、緑色系の封書が行ったときは本庁舎が担当しますよと、それからピンク系だったら駅南庁舎がね、というような形で、やっぱり本庁舎と駅南庁舎という区切りを、目でも訴えるような、そういうことも十分私は検討する価値があると思うのですよ。それだけでもね、やはり市民の皆さんに浸透するの、口でとか文書で言うよりは、やはり本庁舎はこの色の封筒で御連絡します、駅南庁舎はこの色の封筒で御連絡しますみたいな、これもやっぱり一つのテクニク的な問題だけど、やっぱりそういうこともね、具体的に検討していただけたらありがたいなというふうに思います。

◆中西照典 委員長 貴重な意見ですので、関係筋に今の意見をお伝え願います。

そのほか、よろしいですか。

それでは、宿題になっていた部分は終わります。

続きまして、これまで主な議論の整理を行います。5つの方針の1番目の防災機能の強化、それから2番目の市民サービス機能の強化、これについては、正副委員長と事務局で中間報告を踏まえて整理したものを皆様のお手元に配付しておりますので、事務局にその分を朗読させます。

事務局、よろしくお願します。

○河村 敏 市議会事務局次長 それでは、朗読させていただきます。

まず1番、防災機能の強化です。防災拠点としての敷地の広さ。駐車場は災害時に車をとめるだけでなく、テントの設置や他の目的に転用されるため、オープンスペースが重要となる。駐車場は広ければ広いほうがよい。災害時に駐車場が不足する場合は、近隣の民有地を借り上げて活用する。次に、防災備蓄倉庫、多目的スペースについてです。災害救援物資を保管し、速やかに搬出できる防災備蓄倉庫の規模の検討。他の市有施設の活用の検討。多目的スペースの広さは、発災直後の市民避難場所とボランティア拠点をどこに置くかなどの視点での検討も必要。ヘリポートについて、設置の可能性について検討。緊急輸送道路について、旧市立病院跡地が有利。液状化対策について、現本庁舎敷地と市立病院跡地のどちらも対策は可能。

2番目です、市民サービスの機能の強化。駐車場の確保について。現本庁舎敷地に駐車場を確保するための立体駐車場は可能である。ワンストップサービスを行うことにより、来庁者の滞在時間が短縮される。駐車場の広さによる車の事故の多寡。窓口部署について、ワンストップサービスによる職員の業務スペースの検討。相談室のスペース、数の検討。窓口関係部署がワンフロアの場合とツーフロアの場合のワンストップサービスは、ワンフロアのほうがワンストップサービスに適している。交通アクセスについて、市立病院跡地のほうが交通アクセスに優位性がある。以上です。

◆中西照典 委員長 それぞれ出された中の主な点をここに整理させていただきました。これらの整理について、最終的にはそれぞれの中で候補地を検討していただくことになります。

ここに整理している以外につけ加えておかなければならないこと、あるいは、そのほか何か意見がありましたらお聞かせ願います。

伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 防災機能の強化のところですけども、ここに書いていること以外になりますが、緊急時に県庁が遠いか近いとかね、そういったことで何か防災機能にね、何かかかわってくるのかなど、県庁が近いとか遠いとか。そういうことは全く考えなくてもいいのかどうか。

◆中西照典 委員長 この点で。

前田専門監。

○前田喜代和 庁舎整備局専門監 お答えします。

そういう災害が起きたときに、じゃあ県のどこが携わるかということになりますと、恐らく東部総合であろうと。ですから、県庁は倉吉であるとか米子であるとか境港であるとか、鳥取市も含めて、総合的なやっぱり統括をする立場ではあるにせよ、それぞれの地域に、鳥取市であつたら東部総合あつたりということ、そういうところがやっぱり直接携わっていくのではないかというふうに思います。以上です。

◆中西照典 委員長 よろしいですか。

そのほか。

じゃあ椋田委員。

◆椋田昇一 委員 今のことですけど、表現の問題であれば、また正確に表現していただいたらいいですけど、東部総合ではないかと思うとおっしゃったのでね、思うというよりも、県とそこはちゃんと確認といいますか協議といいますか、そういうことができていいのか、できてないのか、できているとしたらどうなのか、もう一度そこをお願いします。

◆中西照典 委員長 中島次長。

○中島伸一郎 庁舎整備局次長 済みません、これは危機管理からも確認しています。県の場合には東部総合でございますし、警察の場合には警察本部じゃなく鳥取警察署というふうになっております。

◆中西照典 委員長 よろしいですか。

そのほか。

桑田委員。

◆桑田達也 委員 これは資料提供というか、庁舎整備局で調べていただきたいということで申し上げるわけですけども、緊急輸送道路について、確かに位置的には旧市立病院跡地が有利であるということはこれまでの説明で承知をしております。あわせて、道路の空洞化調査が鳥取県において行われたということ、午前中ちょっと会派の勉強会の中で担当した企業の方から御説明を受けたところでして、現本庁舎に新築をするに当たって、緊急輸送道路、旧の29号線あたりのですね、空洞調査がどのような結果になっておるのかということ、調べていただいて御報告いただければというふうに思います。

◆中西照典 委員長 資料、後で調べていただくということですね。今できますか。資料はありますか。

亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 資料については、現在手持ちはございません。ちょっと事業課に確認をとりまして、また次回お示しさせていただきたいと思います。

◆中西照典 委員長 そのほか、整理としては……。

棕田委員。

◆棕田昇一 委員 1の一番最後のところに液状化のことがありますけれど、これ対策は可能だろうと思いますけどね、整備案1、3ですね、それぞれ、液状化対策の費用、概算は総額の中にこれは入っているということでしたかね、そのあたりどうですか、**(発言する者あり)**入っているということ。

◆中西照典 委員長 棕田委員。

◆棕田昇一 委員 別項目でいいですか。

駐車場の件ですが、きょうのこの後の議論の資料にも入っていますが、委員長、関連質問でいいですかね、駐車場の件。きょうのこの後の資料の12ページのところに、こういうふうに書いてありますよね、整備案①は敷地の約半分を駐車場とした場合の想定であり、配置計画によっては現在同様周辺に公用車駐車場を確保することも考えられると。ちょっと、どういうのですかね、こういうことを考えるときには、ちょっと基本的な考え方をね、私は素人なものですからお尋ねするのですが、私なんかの発想は、むしろ配置計画があつて、じゃあ駐車場はどれくらいとれる、じゃあそれだったら妥当だとか妥当でないとか、もし妥当でないとしたらどういう工夫ができるのかと、こういう発想をするのかなというふうに思っていたのですが、これを見ると、まず約半分は駐車場としてとると。それを前提にして後を考えているかのような、ちょっと文章に読めたのですけれどね、このもう一度ちょっと真意といいますか、どういうことなのか、ちょっとそこを説明いただけますか。

◆中西照典 委員長 棕田委員、今ね、それはどちらにしても次の説明がありますんで、今問題になっている駐車場の確保のところは、今のことはこれで済ませて、次のこれから資料の説明を受けるところにというわけにいきませんか。

棕田委員。

◆棕田昇一 委員 それでもいいですけどね、だとすると、それと関連して一つの駐車場の確保についてということになりますからね、これはこれでよしとしてというよりも、ちょっと保留にしといて、駐車場の議論の中で最終的に駐車場のことを整理すると、こういうふうにしていただいたら結構かと思います。

◆中西照典 委員長 じゃあ例えばこの中のどこの点を保留に、文章の中のどこを保留にするのですか。

◆棕田昇一 委員 ここに書いてある文章自体は別に保留ということではなくていいと思いますよ。だけど、駐車場の確保についての論点整理というところで、これでしたということになると、この後の議論との絡みが出てくるからということですよ。

◆中西照典 委員長 ですから、ここの文章的にはね、これで、次にどちらにしても出てくるわけですから、そこでもう一度このことを問題にすべきはしていただいたほうが、ちょっと次もありますのでね、していきたいと思う。よろしいですか。

そのほかに。

橋尾委員。

◆橋尾泰博 委員 今、議論の整理ということでね、委員長、副委員長が過去の審議を簡潔にまとめていただいているのですが、これは意見は意見として尊重はするのですが、例えばね、防災拠点としての敷地の広さのところ、災害時に駐車場が不足する場合は近隣の民有地を借り上げて活用すると。これ確かにこういう意見も出たのですが、やはり私、これは当然できる、事前にね、そういう話し合いがつけばありがたいのですが、要はやっぱり防災計画としてね、行政が対応するためには、私は、何というのですか、この周辺のね、大きな通り、あるいは市立病院でもそうでしょう、国道に面したとこだとかね、そういう大きな道路というのはね、私は緊急避難的にはやはり駐車をすることは当然あり得るだろうと思います。大きな災害になったときには、やっぱり一般の市民の方が車で移動するというのは大変パニック状態になってくるので、当然防災計画として行政としてはね、やはり車での移動というのは差し控えてくださいみたいな計画にはなってくるだろうと思うのですよ。ということであれば、確かに民有地を借り上げてね、利用する、これも努力しなくちゃいかんけども、もし緊急避難的災害が起きたときには、やはりそういう非日常的な対応もしなければならんということが出てくるので、平時の段階での意見としてはこれで十分だと思いますが、やはり最悪のことを考えたときの防災計画というものも考えていただきたい。

それで、例えば本当に市立病院の周り、通常は道が広くて便利だけど、本当に交通の結節点ということになったときに、パニックになったときに本当にあそこがいいのかどうなのか、やはりこれも私は議論することが必要だと思います。1番の防災機能の強化の中でね、緊急輸送道路について旧市立病院跡地が有利だという表現にはなっておるのですが、じゃあこの現在地でのね、この立地が緊急輸送道路として使う場合に本当に不適切というか、不適応な土地なのかどうなのかと。やはり私は、ここでも十分対応はできると思う。これが確かに有利という表現で区切られてしまうと、やっぱりいがかかなと思うところがあって、やはり私はこちらでも向こうでも対応はできると。その対応の仕方をどうする、こっちだったらどうするのか、向こうだったらどうするのかというやっぱり本当の議論がこれから必要になってくるのだろうというふうに思いますんで、これは御意見として申し上げておきます。

◆中西照典 委員長 今いわゆる議論の整理ですんで、そのときにやはりきちっと出されたものをピックアップさせていただいているので、出てきてからとなるとまたあれですんで、だからいつも言うようにその時点でね、やっぱりどちらがどうだろうか、こうだろうかというのを今後ね、していただきたいと。

桑田委員。

◆桑田達也 委員 委員長から今御発言があったので改めて言うのはどうかなのかなと思ったんですが、ちょっと委員間討論のようなことになって恐縮ですが、今の橋尾委員がおっしゃった

災害時における道路の駐車場活用ということについては、確かに第3次の特別委員会でも立案者のほうから提案があったということをおもひ起こすわけですが、私は逆に、災害時だからこそ緊急輸送道路として活用すべき道路のあり方というものが問われるわけですし、ここが駐車場ということになれば、まして緊急輸送道路が駐車場として活用されるというようなことになれば、それこそ災害時対応としては非常に不十分な現状ということが起こり得るだろうというふうにおもひます。ですから、私は緊急輸送道路、また周辺道路というものは災害時においては通行可能な、確かに規制があったりとかそういったことはあるかとおもひますが、これが駐車場として活用されるということは災害時においてはあってはならないというふうにおもひます。非常時だからこそ道路というものは、緊急輸送道路も含めて駐車場としてこれが閉鎖をされるというような活用ができないということは避けるべきだろうというふうにおもひます。**(発言する者あり)**

◆**中西照典 委員長** そういふふうな意見があります。それはこの今の整理のところ、そのほかに何か、こういうことを踏まえて、最終的には皆さんで一つの最終報告に向かってこういうものを積み上げてやっていただきたいとおもひますので、後々にどうであったということがないように、ある程度の方向性を示すような意見を出していただけたらとおもひますが、これにつけ加えるなら。

とりあえず、ではこれでいいですか。

あと何点かの資料提供等がありましたので、それではそれをお願いいたします。

一応こういうところで、委員長、副委員長、事務局で詰めさせていただいたこと、それから、先ほど出た御意見もこれに何とか加味していこうとおもひますので、その点、よろしくお願ひします。

それでは次に、ここで次の庁舎機能の適切な配置についての検討に入っていきたいとおもひます。

まず、庁舎整備局に資料の説明を求めます。

中島次長。

○**中島伸一郎 庁舎整備局次長** そうしましたら、正副委員長さんから指示いただきまして庁舎機能の適切な配置の検討資料をまとめておりますので、スライドを使って説明をさせていただきますとおもひます。

目次をごらんいただきたいとおもひます。ごらんのとおり2つの項目でまとめております。1ページをごらんください。これは全体構想素案、これは8ページで庁舎機能の適切な配置としてまとめているものでございまして、概要につきまして簡単に説明を申し上げます。

まず、庁舎機能の適切な配置の考え方につきましては、行政事務の実施に必要な機能や窓口、相談受け付けスペースの適切な確保、さらにはバリアフリーなどに対応した床面積を備えるため新たな施設を整備するとともに、庁舎機能をできるだけ集約し、適切に配置することで効率的かつ効果的な行政運営を行うことができるというものでございます。また、将来にわたりまして鳥取市の発展を支える社会基盤として、市民の行政ニーズのみならず、市民の交流やまちづくりへのニーズにも対応していくものでございます。

2ページをごらんいただきたいと思います。これも同じく全体構想素案、8ページに市民サービス機能の現状と課題としてまとめております。1番目に事務空間などが不足していることと、2番目に本庁機能が分散化していること、3番目に市民のための情報発信の場や市民交流のための空間が不足していること、この3項目がございます。現在の庁舎においては、これらの問題解決はやはり面積や設備要件から困難であるということになります。

3ページをごらんいただきたいと思います。本庁機能の分散につきましては、市民サービスの機能の強化でも説明をさせていただいておりますが、市庁舎というのはもともと一つであったと。それが業務量の増加に伴いまして、市町村合併もあり、本庁舎は7つの庁舎、現在では6庁舎に分散しております。そのため、市民サービスや業務効率面でロスを生じているという状況がございます。本庁舎と駅南庁舎の総合案内から他の庁舎に来庁者を案内したことににつきましては、先ほども説明させていただいておりますが年間約4,500件あるということもございます。また、把握できていない件数も含めると実際にはそれ以上の来庁者が移動されていると思われれます。このような現在の庁舎配置につきましては、市民サービスや効率的な事務を行う上で課題があるということで、市庁舎整備全体構想素案の取りまとめに当たりましては、庁舎機能をできるだけ集約し、適切に配置することを基本として検討してきたところでございます。

4ページをごらんいただきたいと思います。庁舎機能の適切な配置の目指す姿、方向性ですが、このように3項目でございます。順次説明をさせていただきます。

5ページをごらんいただきたいと思います。行政事務、議会事務を含む、の遂行に必要な床面積を確保ということでございますけれども、事務スペース、情報保護に配慮した窓口、相談受け付けスペース、会議室、書庫、倉庫の適正確保を目指しております。このためには、この表にありますように、こういった面積ですね、行政事務機能に必要な面積は約2万1,100、議会機能に必要な面積としては約1,100、防災機能、これは市民交流機能を含みますけれども、そういった強化に必要な面積としては約1,300の、合わせて2万3,500平米が必要だと考えているところでございます。

6ページをごらんいただきたいと思います。2番目の本庁機能の集約を基本にということでございます。本庁機能の集約によりまして、職員の庁舎間移動の削減による効率的な行政運営の実現とともに、公用車、備品等を集中配置して、効率的な資産運用の実現につながるものと考えております。また、7つ、現在は実際には6つですが、既存庁舎の活用につきましては、これは第20回の委員会でも御説明させていただいておりますけれども、下にありますように引き続き庁舎として活用するものにつきましては駅南庁舎、環境下水道部庁舎、さざんか会館のこの3庁舎でございますし、庁舎として活用しないものは第二庁舎と福祉文化会館と文化センター、それと特別委員会の中間報告を踏まえまして、現本庁舎を追記しております。

7ページをごらんいただきたいと思います。3番目の情報発信や市民交流スペースの充実。これは緊急時には一時避難スペース等として活用するというところでございますけれども、この写真にもありますように、行政、観光、地場産業、地産地消などに関する情報を積極的に発信することや、キッズコーナーとか会議、イベント、パネル展示などが行われる多目的スペースの設置をしていくことが必要と考えております。

8ページをごらんいただきたいと思います。2の庁舎機能配置の比較検討についてでございますけれども、庁舎機能の適切な配置を考える上で必要な建物面積は新庁舎を建設することで確保できるということございまして、5つの方針のうち、これまで防災と市民サービスにおいては防災、市民サービスの機能を新庁舎に配置することを基本に考えていまして、それぞれ、防災では敷地利用の可能性、それと敷地周辺環境について比較検討を行っております。また、市民サービスでは敷地利用の可能性とアクセスについての比較検討を行っております。庁舎機能の適切な配置におきましては、庁舎機能配置の効率性を特に考慮すべき視点として比較検討を行っていくこととしております。

9ページをごらんいただきたいと思います。これは前回の委員会でも御説明しております駅を中心とした同心円の地図でございまして、駅からの距離を200、500、1キロの円で描いております。旧市立病院跡地とか駅南庁舎、さざんか会館は駅から200から500メートルの範囲に位置しております、この範囲内に下水道以外の本庁機能を集約することは可能となります。

10ページをごらんいただきたいと思います。庁舎機能の分散による経費の比較を行っております。これは全体構想素案の25ページでも説明させていただいているとございまして、現状では年間約3万件、基本はですね、3万件の庁舎間移動が発生しております。これによりまして、この要する経費、約2,600万円の経費、これは人件費であるとかガソリン代が発生しているということがございます。この現状から、庁舎機能を新庁舎、駅南庁舎、さざんか会館、環境下水道庁舎に集約することで約6割の1万7,600件に削減することができるということになります。これに伴いまして移動に要する時間が削減できまして、先ほど申し上げましたような経費でも削減可能となりまして、表にありますように、これは現状との差額ということで示しておりますけれども、整備案1であれば992万円の削減になりますし、整備案3であれば115万円の削減になるということがわかつております。

11ページをごらんいただきたいと思います。これは以前も何度かお示ししております敷地の広さの比較でございます。こういった形で比較がされた場合には、約1.7倍の広さが旧市立病院跡地のほうがあるということでございます。

12ページをごらんいただきたいと思います。先ほどありました新庁舎の駐車場確保の考え方ということでございます。整備案1の場合は旧市立病院跡地の敷地内に約280台の駐車場が確保できるということで、そのうち市民利用190台、これは一般が160で、その他、例えば議員の皆さんであるとか報道関係などが30台で190台、それと公用車の約90台が敷地内で賄うことができるということでございます。前回、局長が約300台と御説明しましたが、約1万4,000平米の半分を駐車場とした場合、280台が確保できるという計算になっております。整備案3の場合は、現本庁舎の敷地内に約200台駐車場が確保できまして、市民利用190台と公用車約10台が敷地内で賄うことができます。不足する約80台分の公用車については、現在同様に周辺に確保している西町駐車場とか、あるいは市民会館、教育センターを利用することで賄うことができるということになります。公用車につきましては、現状をこれはもとにした台数でございまして、今後機能集約に合わせて削減を検討するということを考えております。

13ページをごらんいただきたいと思います。これは鳥取市の生い立ちということで、左上の

ほうからスタートしておりますけども、明治22年に市制施行したときには行政区域は約6.61平方キロメートルということでございまして、次に大正12年、あるいは昭和の7年から、そういったことでふえていきまして、昭和の合併によりまして、右ですけども、行政区域は約237.2平方キロメートルになったということでございまして、現在は一番下に、平成の合併によりまして行政区域は約765.66平方キロメートルになっているということでございます。行政区域というのは当初の100倍以上、平成の合併前の約3倍以上に広がったという状況になっております。

続きまして、14ページをごらんいただきたいと思います。これからのスライドにつきましては、中心部のまちの移り変わりを地図で簡単に紹介しております。これは大正10年の地図でございまして、袋川と久松山の間を、これは黒い部分で示してありますけども、中心部のまちでございまして、その周辺部は、これは田園となっておりますけども、こういったところを中心とした約6.61平方キロメートルが行政区域となっております、15ページをごらんいただきますと、これは昭和39年の航空写真ですけども、袋川と久松山の間以外にも市街地が広がっているという状況がわかると思います。真ん中に赤い線がありまして、これは鉄道ですけども、この周辺にまちが広がっている状況がございまして。

最後16ページをごらんいただきたいと思います。これは現在、これは2007年の航空写真でございまして。駅の高架事業は昭和53年に完成しまして、一気に駅南にまちが広がっております。ここにありますように、新袋川の南とか千代川の西にもまちが広がっていることがわかります。こうしたことから、都市機能であるとか公共交通、道路アクセスの上で駅周辺が重要なエリアとなっているということがわかるという写真でございまして。

以上で庁舎機能の適切な配置についての説明は終わらせていただきます。

◆中西照典 委員長 ただいま説明いただきましたけども、庁舎機能の適切な配置を目指す姿として、行政事務の遂行に必要な面積の確保、その前に本庁舎機能の集約を基本としてということですが、そのほかに情報発信や市民スペースの充実ということを目指す姿として我々は議論していきたいと思っております。

それでは、先ほど棕田委員の質問が途中で切れていますので、じゃあ棕田委員からよろしくお願ひします。

◆棕田昇一 委員 じゃあ、12ページのところでよろしいですかね、委員長。

先ほども質問したとおりでありますが、敷地の約半分を駐車場とした場合ということがね、まず前提条件に来て組み立てがなされているように、この文章を読むとそう捉えるのですが、まずそういう提起になっているのかどうなのかですね、そこが違うとまた議論が変わってきますから。もしそうだとしたら、なぜ約半分を駐車場という、その根拠ですね、そのあたりについて御説明いただけますか。

◆中西照典 委員長 前田専門監。

○前田喜代和 庁舎整備局専門監 お答えします。

まず、市立病院跡地の土地は、御存じのとおり1.4ヘク、約1万4,000平米でございます。それで、現在1万7,400平米の建物を建てようとしたときに、1階にすると約3,000平米。同じ建坪で考えますと3,000平米で三六、1万8,000平米ですから。そうすると、1万4,000平米の中で

3,000平米使って、残りの土地はたくさんございますけれども、そうして考えたときに、半分も駐車場にしても十分建物は建てられるであろうという推測でございます。あくまでもどういふふうにするかということは基本設計、主に基本設計のときに前に緑地帯をとったりとか周囲にプロムナードを入れたりとかいうことで平面計画をするわけですが、現在は半分駐車場としてとつても建物は建てられるであろうという推測のもとに考えた文章でございます。以上です。

◆中西照典 委員長 椋田委員。

◆椋田昇一 委員 わかったような、私の知識不足でわからんような感じですけど、まず駐車場ありきではなくて、まさに総合的にということであるということだろうと思いますが。

それで、じゃあちょっと次ですが、一般利用の190台のうちの一般約160台という、この160台という数字はどのようにしてはじき出された、どこから出てきた数字として理解したらいいですかね。

◆中西照典 委員長 中島次長。

○中島伸一郎 庁舎整備局次長 済みません、これ全体構想の素案の13ページでも以前お示しさせてもらったのですが、基礎調査のときの調査をもとに、これは157台ですけども、丸めて160台と申し上げてはいますが、整備案1と整備案3については約1,400人の来庁見込みがありますから、それをちょっと自動車換算すると157台、今回ちょっと丸めて160台というふうに表現させていただいています。

◆中西照典 委員長 椋田委員。

◆椋田昇一 委員 現在ここの本庁舎の駐車場の利用状況がこうこうこうだというのが出ていますよね。それから、駅南庁舎の駐車場の利用状況もこうこうこうだということが出てきますよね。現本庁舎には入っている市の各部署がある。駅南庁舎には駅南庁舎の部署がある。この案の前提は、先ほど来説明がありますように防災機能と市民サービスの機能を一つに集約するということが前提になっているわけですからね、そういうことで考えると、先ほど説明があった来庁者数1,400という総数、これもちょっとどこから出てきた数字か教えていただきたいですが、枠としての1,400というだけではなくてね、現在の本庁舎の機能で駐車場の利用状況がこうだと、駅南庁舎の機能で駐車場利用状況がこうだと、その中で防災と市民サービス機能が統合されるとした場合にどれくらいの、どういふのですか、来庁者と、それから車の利用、駐車場の利用が想定されるのかと、こういう考え方なのかなと思ったのですが、ちょっとそのあたり御説明いただけますかね。

◆中西照典 委員長 190というか、160というのは、1案、3案も一緒ですね、意味は。亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 今、椋田委員がおっしゃった考え方に基づいて、全体構想の13ページでお示ししております来庁者見込み、必要台数というものははじき出したものでございますのでね、これは現在、本庁舎が何ほ、駅南庁舎が幾つというものの集計じゃなくて、これをある時点で集計をしまして、それで再編しますよね。再編して整備案1、3については市民サービス、それから防災ですか、そういった本庁機能、こういったものを集約したもので1,400名とい

う見込みを立てて、それでなおかつ必要台数というのは157台ということで出したものでございますので。

◆中西照典 委員長 棕田委員。

◆棕田昇一 委員 済みません、じゃあこの、よくわかってなくて申しわけない、1,400という数字がはじき出されたその根拠をひとつお示しいただきたいのと、根拠というか説明をいただきたいのと、もう一つは、それが157台ということになるその根拠といえますか、中身の説明、この2つをお願いできますか。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 ちょっと時間いただけますか、説明をさせていただきますので。

◆中西照典 委員長 後ほど。

そのほかに。

寺坂委員。

◆寺坂寛夫 委員 12ページですけどね、駐車場の考え方ですけど、基本設計をずっと見ますとね、基本設計の当初、15ページに1案と3案の考え方ですけど、非常に現庁舎については1,400平米近い面積がありまして、その半分だけでも280台が置けるのだと。基本的には2,900平米、1階が。差っ引いても1万平米ぐらいあるんですけど、それではなしに半分ぐらいを見て280台ということですけど、ちょっと整備案3を見てもらったらわかりますけど、これ今の考え方の200台というのは、立体駐車場を整備することで台数は確保できるみたいなこと言っておられますけど、基本設計では立体駐車場なしの200平米ということで、これはこういうものから、ほかのことはちょっと言えませんが、こういうものは含まれたものかどうか、その辺も、その説明をお願いしたいと思います。

◆中西照典 委員長 もう一度、ちょっと説明を。

◆寺坂寛夫 委員 本庁舎でまず聞きますけど、この200台の整備について、駐車場の整備、これについては、整備案3では、12ページでは立体駐車場を整備することで平面空間は減少するが敷地内で賄うことができるかですかね、その辺で。その辺ができるということで、200台確保できるという言い方ですけどね、一応今の考えは、1階に駐車場を一部設けて、残りの土地を現庁舎を取り壊してやろうということでしょうけどね、その面積、それが200台なのか、その意味なのか、立体駐車場というのは。新たな立体駐車場をつくれるのか、その辺ですね。

◆中西照典 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 この整備案3における200台の確保につきましては、ここでお示ししていますように建物の下、ピロティー方式をして、一般の市民利用の駐車場として約200台を確保しますという意味のこの200台でしてね、それでこちらの先ほどの12ページで説明させていただいたのは市の公用車。公用車については現在、賃貸によって庁舎外に確保しておりますので、そのものを庁舎内に確保しようと思ったら、立体駐車場として整備することで、平面駐車場の分は減少しますが敷地内で賄うことができると。いわゆる整備案3については、今現在賃貸で借り取る駐車場そのものを敷地内で賄おうと思えば立体駐車場というものを整備して賄うことができますよということで、ここ説明させていただいたとこでございます。ですから、プラス要素のとこですね。

◆中西照典 委員長 寺坂委員。

◆寺坂寛夫 委員 要は、200台は確保できますよと。それで、80台という西町、市民会館、研修センター、その分を確保しようと思ったら立体駐車場と、そういう意図でということですか、比較すると、1と3の場合に。わかりました。また工事費の面でも出てくるでしょうし、それはまだ別の。

◆中西照典 委員長 そのほかに。

伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 10ページのところですが、庁舎機能の分散化による経費の比較ということで、こうやってぱっちりね、数字で出されてきているわけですがけれども、これはまたこれ以降のまちづくりのところちょっと関連してくることかとは思いますがけれどもね、私、自分の意見として、確かにこうやって経費がどれだけ違ってくるのかという考え方も一つあるとは思いますが。でも、人がまちの中をね、どんな用事であれ、移動するというのはすごく私、大事なことだと思ってね、それはお金として、経費としてそういったものが出せないかもしれませんよ、歩くことによってどれだけ効果が上がるかみたいなね、お金がね、経費。そういったことは計算できないかもしれないけれども、一つやっぱり考え方として、こうやって数字でぱしっと出したものを資料として考える視点も当然あると同時に、やっぱり本当に人がね、まちの中を歩くという、すごく乱暴な言い方かもしれないけれども、分かれていることによってそこを移動するわけですから、人が移動するというね。やはりこれがもたらす効果というのも私はあると思いますので、そういったことは次回というか、これ以降のまちづくりのところ、また意見を言わせていただきたいと思っておりますので、とりあえずきょうの資料でそのように思いましたので、意見として言わせていただきます。

◆中西照典 委員長 下村委員。

◆下村佳弘 委員 4ページの庁舎機能の適切な配置の目指す姿の中で、これ3つあります。その中で情報発信や市民交流スペースの充実というのが7ページにあるのですが、視察なんかでよくほかの庁舎へ行きますと、市民交流のためのスペースというのはあります。そして、まさにこれは私も必要で、ふだんから活用されているなというも感じておりますので、こういうスペースはぜひ必要だというふうに思っているのですが、これは例えば市民病院跡だとこれが実現できると。現地新築だとこれが実現できないというようなことを書いてないのですよね。1と2の場合は、1の場合は2万3,500平米、これは必要なのだということ書いてありますし、2の本庁機能の集約を基本とするところには新築し統合することが望ましいというふうに書いてあるのですが、3というのはどういうふうな形で実現されるというふうに思っておられますか。

◆中西照典 委員長 前田専門監。

○前田喜代和 庁舎整備局専門監 お答えします。

現在、面積2万3,500平米というものを考えておるのですがけれども、この中には、例えば1案であれ3案であれ、こういう情報発信であるとか交流スペースを見込んだ広さということで考えておられて、それは例えば整備案1でも整備案3でも一応この整備は可能であるというふ

うに考えております。以上です。

◆中西照典 委員長 下村委員。

◆下村佳弘 委員 両方可能であるということであると思うのですが、両方可能であるけれども、やはり面積的な制約があれば限られてくるということで、この間、じゃあこの敷地に新築すればどれくらいの大きさになるのですかということをお聞きしたのですが、11階だということで、大抵の場合は屋上にこういうスペースはつくってあるのですよね。その場合に、こういうものは12階にしなくても11階にこういうものが、仮にですよ、整備するとすればできるというふうなことでよろしいのですか。

◆中西照典 委員長 前田専門監。

○前田喜代和 庁舎整備局専門監 例えば6階の場合と10階の場合、どういう差が出るかと単純に申し上げますと、階段スペースが11階の場合は全体面積からするとふえてくるっていうことになると、いわゆる実質の利用できるスペースはその分だけはもう少なくなってくるってことはございます。ですから、実際、それは図面を起こして基本設計等でチェックしなければなりませんけれども、一応大ざっぱに今の2万3,500で6,100を引いた1万7,400で整備できるであろうと。ただ、階は、じゃあ、どこに持ってこようかっていうことまでは今はちょっと考えるのが難しいのですけれども、6階と10階の違いということになれば、そういう共用部分の違いっていうものが出てきて、階が高いほど実質の部分は不利になるってことは考えられます。以上です。

◆中西照典 委員長 下村委員。

◆下村佳弘 委員 実質的には、階が低いほうが有効であるということですね。特に一時避難スペースとして活用というふうなことが書いてありますので、そういうことを考えれば、そういうふうなことだろうと思うのですが、この中にはどちらが、じゃあ、有利なのかというふうなことがなかったもので、お聞きしました。

◆中西照典 委員長 そのほか。

椋田委員。

◆椋田昇一 委員 最初の論点整理のところにも記されていますけど、これまでの議論の中で、この多目的スペースの広さは発災直後の市民避難場所とボランティア拠点をどこに置かなどの視点で検討も必要だと、こういう議論がありました。私もその意見を言った1人です。そういう意味でいいますと、私自身は、災害時にまさにこの防災拠点としての市役所がいろんな災害時の業務を行うときに、そこが市民の一時避難場所になり、ボランティアが結集するような場所になるっていうのは、かえって混乱するのではないかと。それは建物の中も敷地の中も、そこにアクセスする道路においても、そういうふうに思っているのですが、その議論はまた深めるとしても、私は、ここに情報発信や市民交流スペースのところはあるがどうか、ないがどうかといえば、それはあるがいいのだろうとは思いますが、しかし、そこにはお金というものが、投資というものが生じてくるわけでありましてね。そういう意味においては、私は、市役所というものがどうしてもこのイベントやパネル展示などが行われるスペースというものが必要なかということについては、私は何か少し疑問があります。

ここに他市の事例、写真つきで4つほど載っておりますけれど、このつくば市のこれっていうのは具体的にはこれ、何が置かれていて、なおかつ市民の利用状況等はどういう状況になっているのだろうか。あるいは、青梅市のこれはキッズコーナーですかね。これどうなのでしょう、写真がですよ、よくわかりませんが。これって実際に運用は、運用と申しますか、状況はどうなっているのか。これを実施されているに当たってのプラス面も当然あるのですが、課題等は生じていないのか。そのあたりもどうなのだろうと。また、出雲市や岩国市は、この写真は何もしてないときに視察をされている写真のようですけど、緊急時の何らかのスペースとして一定規模のものは要としても、実際、出雲や岩国はこれがどのように、出雲や岩国に限定しての話ではありませんけどね。どういうことに利用されて、どうなのかと。前も言いましたけど、視察、あれ議運でしたかね、行きました長岡は市役所とは別個にこの防災センターがあって、そこが日ごろはいわゆるこれらの用途に使われていて、緊急時には、どういのですか、一時避難スペースとかそういうようなことになると。それは隣に消防署があるという状況だったと思いますけどね。さっき言いましたように、単純にお金がかからんことであれば、あるがいいか、ないがいいかっていったら、あるがいいのだろうとは思いますが、もう少しこのあたりの具体的な中身なり、その意義というものについて御説明いただけませんか。

◆中西照典 委員長 情報発信や市民交流スペースの広いがいいにこしたことはないけども、という観点からこのことを言っているかという意味ですか、今のは。(発言する者あり)

前田専門監。

○前田喜代和 庁舎整備局専門監 お答えします。

まず、最近の庁舎のつくり方の中に、やっぱり市民を近くへと、市民との、何と申しますか、交流の場を設けて、市民と、何と申しましょうか、対話できるような庁舎と申しましょうか、身近な庁舎としていこうという流れがございます。その流れの中で、やはりそういう例えば市民の方と、市民の代表の方と市役所の方の会議室、会議を持ったりとかそういうので、出雲市のそういう広場を使ったりとか、また、市民の方に貸し出して使っていただくということで、こういう広場を設けたりとか、それから、産業育成などで地産地消のものを展示したりとか、それから、キッズコーナーは子供の遊び場みたいなものをつくるとかいうことで、やはり身近な庁舎としてどうしていくのかっていう、いろいろと考えた結果、こういうものができつつあると、最近の庁舎はですね。ですから、こういうことは非常に大事にしていくべきじゃないかなというふうに思います。以上です。

◆中西照典 委員長 棟田委員。

◆棟田昇一 委員 理念として否定するものはないとは思いますがね。最近の事例ということだと、これやっぱり今後、それが実績として、あるいは検証としてどうなっていくか、不透明、未知数ということが逆にありますよね。いいと思ってやったけれど、実際にはあんまり効果がなかったとか、全くプラスがないわけじゃないけど、費用対効果という面でいうと、いかなものであったかと。こういうこともあろうと思えますし、それはちょっと意見として申し上げておきます。

もう1点は、これは質問ですが、そういう会議室とかイベントの場所とかパネル展示の場所とかね、これ今、鳥取市内にいろんな施設がある中で、こういう役割を持っている、あるいは、こういうことを目的にしている既存の施設もあるわけですし、それらの施設の利用状況と、その過不足の状況はどうなのか。そういう中で、市役所にこういう機能といいますか、こういうものが加わるとすれば、例えば既存施設のスクラップというようなことも、つまりスクラップ・アンド・ビルドみたいなことも検討なさっているのか。そのあたり何か、最初に言いましたように、理念としては否定するものはないですけどね。先ほど言いましたように、無条件に何でもやったらええ、やったらええという時代であれば、あるいは、お金が潤沢にあれば別ですけどね。そのあたりのことを総合的にまさに判断していく中でというか、まさに判断しないといけない点だろうと思いますので、既存施設との関係等においてはどのように検討されてきたのか。また、判断なさっているのかですね。そのあたりいかがでしょうか。

◆中西照典 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 ここは多目的等スペースとしての設置という考え方でございまして、目的を持ってそのスペースを設置するという考え方はないのです。先ほども理念申しておりますけども、災害が起きた場合においては、そこを活用できる。さらに、平時においては会議やイベント、こういったものをする事によって市民との交流、こういう場を設けられるという概念から、この設置を考えていっているところでございまして、これが変わるから、ほかに代替的に今やっている場所についてのスクラップ・アンド・ビルドというようなことではなくて、より充足することもここを使うことによってできるという考え方で多目的スペースの設置については考えております。

◆中西照典 委員長 椋田委員。

◆椋田昇一 委員 多少今まで発言したと重複しますが、この防災機能、緊急時には避難スペースと、どういのですか、多目的な機能、そして緊急時にはそういうスペースにということで、これまで他市の事例をずっと一覧にさせていただいていた資料もありましたけどね。私はもうこれの面積がゼロであるべき、全く設けない、設けるべきではないということまで思っているわけではないのですが、面積はまさにまちまちであります。この1,300平米というのは、他市と比べてもやっぱり相当な面積があるというふうに、上がっていた事例からすると、私はそういうふうに思っているのですが、先ほど言いましたように、それだけのものをつくるということは、やっぱりお金も要するという事から、そういう意味において、今、この場で、じゃあ、どういのですか、何平米という数字は私も申し上げられませんがね。私はここはしっかり精査していく必要があるのではないかとこのように、今、思っております。

◆中西照典 委員長 桑田委員。

◆桑田達也 委員 この7ページのこの多目的スペースのあり方というのは、やはり考え方として、何を第一義としてこの多目的スペースの設置をするのかということがまず私たちが認識をしなければならぬ重要な点だと思うのです。確かにここに書いて、記載されているように、情報発信や市民交流スペースの設置をするためにこの多目的スペースの考え方があるのであれば、何もそれだけの面積は必要ない。しかしながら、危機管理上、災害が発生したときのこの対応

として、多目的スペースを第一義として鳥取市として考えているわけですので、やはりこれは、この書き方として、メインが情報発信や市民交流スペースの充実ということがあって、二次的に緊急時にはということの記載がありますから、ここは逆だと思うのですね。やはり大タイトルとしては緊急時、危機管理上の目的として多目的スペースがあって、そして、平常時にはこのような市民交流広場として使っていくということが書かれなくてはいけないじゃないかというふうに思うわけです。

それで、先ほど棕田委員のほうから紹介がありました長岡市、確かに私も一緒に視察に行かせていただいて、ああいう備蓄倉庫も含めた大きな防災スペースが庁舎とは別途ありました。ここについては、やはり中越地震の経験をして、さらに二次的なというか、二重の構えで私は、長岡市というのは庁舎、そしてさらにこの防災センターという、そういうあり方だったのではないかなというふうに私は思っておいたわけでありまして。

それで、これは執行部への質問ですけども、この庁舎の災害時の避難誘導のあり方として、この通路のスペース、どの程度確保しないといけないのかとか、それからあと、来庁者の平均滞在人数といいますか、それから、マックス、この本庁舎には来庁者の方がどれくらいの人数的の方がいらっちゃって、そこでこの緊急的な災害が起こった際、避難をするに当たって、この通路のあり方、この敷地面積から割り出した場合、どうなのか。このあたりの検討というのは必要性があるように思うわけですけども、基金管理上ですね。それと、やはり庁舎が上に延びれば延びるほど、高ければ、やはりこの緊急時の避難経路としては、来庁されている方の避難誘導時間というのは大変長くなるわけですし、このあたりの考え方というのを、適切な配置ということの中に避難誘導、これも危機管理上、盛り込んでいくべきではないのかなと思います。現状、お考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

◆中西照典 委員長 通路の面積や平均滞在人数やマックスの来庁者数等々、加味して計画してあるからちゅうことですね。

前田専門監。

○前田喜代和 庁舎整備局専門監 お答えします。

まず、通路の幅の件でございますけれども、1つは、別の考え方でバリアフリーの考え方がございます。バリアフリーには法的基準であり、付加条例であったり、誘導基準がございまして、その中で、誘導基準は廊下の幅等は1メートル80センチということになっております。そういうことになると、非常に広い幅が必要ですので、これを満足していれば避難上も問題はないのではないかなというふうには考えております。

それから。

◆中西照典 委員長 もう一度、じゃあ。

◆桑田達也 委員 危機管理上、基準として1メートル80がこのバリアフリー、なおかつ誘導経路として確保できていれば、これは基準を満たしているということだと思いますが、これがそれとあわせて、その密度ですよ。来庁者数が1日平均何名あって、マックス、来庁者が何百名という方が滞在をしている時間に何かあった場合に、誘導するに当たって、この基準ということとの関係性といいますか、そういったことがどうなのかなと思ったものですから、質問させ

ていただきました。

◆中西照典 委員長 前田専門監。

○前田喜代和 庁舎整備局専門監 お答えします。

まさにユニバーサルデザインと申しましょうか、誘導基準の中に、やっぱり高齢者を配慮した通路の幅なり、階段の幅なりっていうのが決められております。それを満足していけば、避難上もいわゆる、なぜそれが決まったかという、やっぱりある程度どういうふうに過密されて、庁舎の中をどれぐらいの人数が通行してっていうデータベースのもとに、恐らく国もそういう基準を設けておると思いますので、誘導基準を満たせば避難上は支障がないというふうに考えております。以上です。

◆中西照典 委員長 桑田委員。

◆桑田達也 委員 ですから、この現在地と旧市立病院跡地を比較した場合、そういう災害発生時、また最近では、例えば、尼崎だったかな、そういう何か火災を故意的に起こしたというような事例があったわけですけども、長崎ですかね……（発言する者あり）宝塚市、宝塚市役所ですか。そういう何かこの事件や災害時において、市民の皆さんを誘導しなければならない。そういう場合の経路の確保というものがこの適地を考える上でどのような検討をしていけばいいのかなということちょっと考えたものですから、お尋ねをしたわけでありまして、また今後、この庁舎特別委員会の開催の折に、また補足の説明とかがあれば、ぜひお伺いをしたいなというふうに思いますし、もう1点は、この通路の問題もそうですが、避難階段ですね。そういったものの設置というものがどのように、現在地の場合、イメージできるのかなど。そういう避難階段、経路の先にある避難階段等の設置をした場合に、どの程度のスペースというものが必要になり、それが全体のスペースの中でどのように影響してくるのか。このあたりもしもわかっておれば、現在、教えていただければなと思います。

◆中西照典 委員長 前田専門監。

○前田喜代和 庁舎整備局専門監 避難階段等、避難に関する決まりは、これは建築基準法で細かく決められております。例えば2方向に避難しなければならないとか、そういう基準は基本設計なり実施設計で設計をする段階に、じゃあ、どこに階段を持ってきた、例えば歩行距離っていうのもございまして、法律上ですね、50メートル以内に階段がなければならないとか、重複区間は25メートル以内に階段がなければならないと、細かく法律上決まっておりますので、それをクリアしていけば避難上は問題ないというふうに考えております。以上です。

◆中西照典 委員長 ちょっといいですか。先ほど、必要な面積のところで、防災機能の面積について、なかなか難しい問題が出ていたと思います。つまり、多いのか少ないのかということですね、この1,300が。だけど、やはりこれをほかの方がどう考える、いろいろな基準があつて出されるとは思いますけども、その辺のところもひとつ議論にさせていただかないと、この面積が今、3,500が示されていますので、こういうことに対して物すごい詳細にはなかなか、つくられたほうもある程度の基準に沿って出しとられるのだらうと思いますけども、その辺も検討した上の意見を言っていたきたいと思います。

有松委員。

◆有松数紀 委員 今の委員長の話とは飛びますけど、いいですか。

ちょっと議論が戻るのかもしれませんが、庁舎機能配置の効率性ということで12ページのいろいろ議論なり質疑があったと思いますけども、整備3の中で、今、公用車に当たる部分、現在の本庁敷地外で確保しておる部分を庁舎内で確保しようとするれば、2階で、階数をふやすといいますかね。1階部分だけではなしに、この中での表現では、立体駐車場を整備することで確保できるという表現になっていますよね。よろしいですかね。そうした場合に、これまでの議論ですけども、危機管理、あるいは市民サービス、あるいはこの庁舎機能の行政事務の必要な床面積を確保、多目的なスペース確保ということを含めてですけども。この立体駐車場を現在地に確保した場合の庁舎のイメージ、配置というかね。3階以降のイメージはどういうことになるのですかね。市民に直接関係のあるフロアがどういう形に配置できるのかどうなのかって、余りちょっとイメージがぴんとこないのですけども。複層階に、ワンストップといいながら、3階では済まない、4階にもとかいうことになるのか、例えばね。それ以降、どういった形のイメージになるのかな。

それと、執行部としては、立体駐車場にすれば、こういった形も考えられますし、駐車場も敷地内で確保できますという比較の材料としては上げていただいていますけども。今の外で、本庁舎以外の部分で確保しとることと比較したら、どちらが、例えば3案の中で、この立体駐車場を確保することのほうが将来的に鳥取市のためになるのか。あるいは、駐車場は平面ということで、2階以降を市民サービスの行政事務のスペースに使うのがいいと考えておるのか。こちら辺の考え方はどうなのだろうなと思って、ちょっと聞かせていただければと思いますけども。

◆中西照典 委員長 前田専門監。

○前田喜代和 庁舎整備局専門監 まず、以前にお答えしたのは、この建物を解体した後に120台駐車、置きますと。それから、現在の駐車場の敷地をピロティーにして、ピロティーの下にいわゆる80台を置くということで、全体で200台を置くのが精いっぱいですというお答えをしました。それになお、公用車として80台を、じゃあ、どこに持ってくるかっていう、今、考えておりますのは、この現庁舎の平面駐車場を一部2階建てにして、その部分に80台、いわゆる立体駐車場を今のこちらの解体した後につくってはどうかという考えです。あくまでも建物はピロティーで、下に80台を駐車場として置くと。それと、こちらのほうに120台プラス80台で200台、こちらのほうに置くというふうにすればいけるとは思いますけども、ただ、そのときに、今御指摘がございますように、じゃあ、防災上はどうかっていうことがございまして、立体駐車場にしますと柱が出てきますので、大型車が入れなかつたりとか、そういう大きな空間がやっぱりとりづらいついていうことは当然起きてきます。そういう面では、やっぱりそのマイナスの点は出てきますけれども、駐車場を優先するか防災を優先するかということも出てきますけれども、駐車場をつくるということになれば、そういう方法が一番いわゆる現実的ではないかなというふうには考えております。以上です。

◆中西照典 委員長 有松委員。

◆有松数紀 委員 大体わかりました。基本的には、市民として考えるのであれば、ましてや防災

機能といいますかね、そういった部分を考えると、基本的に複層階ということは執行部として適当な案ということではないと。駐車場を優先した場合の一つの案として上げているだけだということですね。やっぱり市民病院跡地のほうが優位なのかなというふうで聞かせてもらいましたけども。

◆中西照典 委員長 橋尾委員。

◆橋尾泰博 委員 駐車場が問題になったので、ちょっと聞いてみたいのだけど、やはり執行部のこの12ページの表現、私これは適切ではないと思うな。というのは、市民会館なんていうことが書いてある。今回の計画は市民会館の土地をはねて、今の現本庁舎と駐車場という形での計画をやっているけどもね。現実には市民会館の裏のほうにでも公用車を入れていきますよね。それから、駐車場の横だとか前のほうにも現実にはあるという中で、やはり提案としては、この敷地の中でこれだけの、例えば市民会館のどこに何台置けますよと。それから教育センター、教育センターに何台、公用車を置いているのか。それで、例えば教育センターに置いているのは教育センターの関係の車が何台、それから、本庁の機能を果たしていく公用車を何台持っている。それから、西町の民間から借り上げている駐車場、これが何台ある。それで、私ね、この現本庁舎の敷地、先ほど、駐車場のほうのピロティーで80台、それから、今の本庁舎が建っているところで120台という提案はいただいたのだけど、私の思いからすれば、もっととれるだろうという思いもあるのです。ですから、やはり当初、ここの本庁舎の駐車場にしても、本庁舎の横の駐車場も入れて151台かな。あるのだけど、じゃあ、実際に市役所に来られる方の車は何台要るのかとって前に聞いたときには、八十七、八台だと。そのほかに商店街に行かれる人、あるいは市民会館を利用する人、そういうことも含めて、役所があげている日にちの6割は満車状態になっているのだという話が出てきたのですが、この200台というのは防災ということを加味して出てきたのだけど、私は、さっき言われたように、2階に立体駐車場を持つてくるとか、僕はそこまでなくても十分対応可能だろうなというふうに思うのだけど、やっぱりこの文章を読むと、紛らわしいちゅうかね、どういうふうに理解して、とったらいのかわかりにくい。さっき有松委員がおっしゃって、2階を駐車場にするっていうような話だったら、ここより市立病院の優位性があるという話があって、だけど、本当に現実、こちらで対応できないのかということの話がもう一つ専門監から、我々が聞いてもね、納得できるようなお話が出てこないのだけど、やっぱり資料として私は余りいい資料だとは思ってない。

それから、ちょっとさっき、いいかな、もう一つ。交流スペースの問題が出ていたのだけど、ちょっと私の記憶では、市民交流広場として800平米を計画しておると。じゃあ、その800平米というものはどういう根拠で出てきたのですかというお話をしたときに、市役所周辺の市民の方が400人程度避難をされた想定をして800平米を考えておると。ということは、400人来られると、市民の皆さんのおられるスペースが2平米、先ほど言われたように、何ていうの、通路をつくったり、ああいうことをしないといけない。受け付けもしないといけないという話になってくれば、正味、私は畳1畳分確保するので精いっぱいだろうと。400人といえば、鳥取市民の人口に占める割合からいって0.5%になるのかな、0.何%。そういう状況で、もしそういうことになれば、今、当初、執行部の皆さんがおっしゃったような、例えばボランティアの

方が来られたときに対応するスペースだとか、あるいは、災害があったときの、まあ言えば備蓄用品だとか、やっぱりそういうことにも使いたいというような話が当初はあって、それはもうあれもしたい、これもしたいっていうことは確かに市民の生命、財産を守る上では大切だけでも、現実にはそういう800平米というスペースでは実際、何ていうか、災害になったときには機能的には動けませんよと。そうであるなら、どういう形でそれぞれの機能をどこに持っていくのか、どこに配分するのかっていう議論が当然必要だと思うのだけど、今回出ている資料でもやはり、何ていうの、業務をするスペースでも、特例市だとか総務省の基準で24.4平米っていうようなことが出ているのだけど、反対に、こういう市民交流広場を他市でもやっていると思うのですよ。だから、本当に、じゃあ、よその都市はどれくらいの規模でどういう機能でそういうことをやっているのかと。今、我々が議論しているように、避難された市民の方もボランティアの方も備蓄品も全部対応するというような考え方で市民交流広場をつくられるのかね。やっぱり他市がどういう機能で、どういう広場でやっているのか。これも我々が議論していく上では一つの参考として非常に役に立つものだと思うので、やはりそういうことも出していただいて議論させてもらえれば、中身の濃い議論ができると思うのですが、いかがでしょうか。

◆中西照典 委員長 資料が整えられるかということですね。

じゃあ、亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 済みません、ちょっと手元に持ち合わせがないものですから、以前、専門家委員会でその特例市なり他都市の例ということで集約して資料でお示ししたものがありますんで、また必要があれば、その内容についてお示しさせていただきたいと思います。

◆中西照典 委員長 橋尾委員、どうですか。いいですか、それで。(「お願いします」と呼ぶ者あり)

そのほか。

橋尾委員。

◆橋尾泰博 委員 細かいことを聞いて悪いですけども、10ページ、庁舎機能配置の効率性ということで、分散化による経費の比較ということでこういう表をつくっていただいているんですけども、現状、3万件強の件数があると。それで、整備案1、あるいは整備案3をすれば、件数が1万7,600程度に落ちるだろうと、改善されるだろうということなのですが、この件数の3万というのは分散化によって移動しなければならない件数なのか、職員の数なのかね。そこら辺、わかりませんか。

◆中西照典 委員長 中島次長。

○中島伸一郎 庁舎整備局次長 件数ですね。だから、3万件の移動があったという件数です。

◆中西照典 委員長 橋尾委員。

◆橋尾泰博 委員 あのね、そこら辺があんまりよくわからないのだけど、例えば、2ページですか、②に本庁機能が分散化していますということで、職員の庁舎間移動が年間2万5,830件って書いてあるわけですよ。職員の移動が2万5,000件しかないのに、何で3万件も、こういう数字が出てくるのかよくわからないというところがあります。

それと、3万の件数が1万7,600、まあ言えば40%強の改善が見られる。その中で、何とこののです、現状との差額ということで金額の設定がしてあるのだけども、この金額の設定なんかのこの出し方の根拠もひとつもようわからないのよね、えらい細かいこと聞いて悪いけども。やはりこの表を見させてもらっても、理解できない。わからない。もっと我々が議論しやすいように、わかりやすい資料を出してもらわないと、よくわからないのでね。この辺もお願いしときます。

◆中西照典 委員長 中島次長。

○中島伸一郎 庁舎整備局次長 済みません、最初の庁舎の分散化による2万5,000件の数字と今回、10ページでお示ししています3万件の数字の違いは、最初は分散化ということで、支所との関係じゃなしに、庁舎の分散ということの件数でお示ししています。それが2万5,000何件ありますし、今回のこの10ページにつきましては、庁舎の機能を集約することによって、支所からもそこに訪れるということによっていろんな経費も発生しますので、これは支所の移動も含めておりますので、3万件になるということでございます。

◆中西照典 委員長 ちょっと先ほどの橋尾委員が言われたこの数字の出てくる内容がわからないって言うのですが、これを言葉の上で聞いてわかるかな。

じゃあ、ちょっと、はい、次長。

○中島伸一郎 庁舎整備局次長 済みません、ちょっと概念的な話になるかもしれませんが、例えば庁舎間を移動する場合には、それに、移動する場合に人ですね、人件費として、例えば年間何時間というのがありますので、それに時間単価を掛けていって人件費の金額が出てきますし、あと庁舎間移動に係る、公用車を使いますから、そのガソリン代ですね、そのガソリン代で年間どのぐらい走りますから、それによって幾らぐらいの費用が出てくるとかいったことで、これ庁舎整備の全体構想素案の25ページでこれにつきましては、細かい計算まではございませんけども、そういったことでちょっとお示しをさせていただいているところでございます。

◆中西照典 委員長 橋尾委員。

◆橋尾泰博 委員 ありがとうございます。ということは、この現状と整備案3で、今、ざっと2,590万経費がかかっていると。それが4割の件数が減っても、2,470万かかるというようなことになっていますよね。ということは、人件費がやっぱり一番高いちゅうことか。だから、効果としては115万しか効果がないと、件数が4割減ってもね。ということですか、これは。というふうに理解すればいいのですか。

◆中西照典 委員長 もう一度ちょっと確認させてください。こういうふうに目指す方向というのは、先ほど皆さん検討していただいています。数字も出ているし、先ほど、例えばスペースというと、防災機能のこの1,300平米、これにそれぞれちょっとわかりにくいというのが出ていますが、あと人数を、あるいは議会に必要な面積等については、これを今、一応議論がないとすると了として思われたというふうになりますし、そのほかの本庁機能の集約、特段の大きな疑義がなければ、これを了とされたというふうにしていかざるを得ないので、議論をしてくださいということですよ、要は。

椋田委員。

◆**棕田昇一 委員** まず、行政事務機能に必要な面積ですが、これは以前の議論で私は人口の問題、職員数の問題ということで意見を申し上げてきましたので、それが生きているのかなと思ったけど、中間報告で新築ということで、もう一回その振り出しに戻しての議論ということであれば、またあえてここで議論、意見を言わせていただかないかということですけど、あのときに申し上げましたように、人口減少が、皆さんの言葉をお使いすると、正比例して職員の減員になるわけではない。私もまさに正比例ではないと思う。正比例ではないと思うけれど、しかし、傾向として、人口が減るのに職員が減らないということは考えられないわけですし、もちろんそれは微々たる人口の減少ということであれば別ですけどね。望む、望まないは別として、あるいは、人口減を食いとどめていく取り組みはしても、そのトレンドとして人口減ということの現実もしっかり踏まえた上でやっていかないとと思うわけですね。そういう意味でいいますと、1人当たり24平米ということについての議論も、その耐震改修議論のときには私もいろいろ申し上げましたけど、新築ということであるとするならば、類似都市の平均、それから総務省が示しているもの、偶然なのかどうなのか、両方とも24だということですね。ただ、それは今度、一方では議論にありますように、私もやっぱりバリアフリーとかはしっかり整備しないといかんというふうに思っていますから、単価のことはとりあえずきょう時点では申し上げませんが、職員数については、この863人ということでの24平米の2万1,100ということについては、これは建設面積、建設費に非常に大きく作用してくる要素でありますから、ここについてはもっと精査をする必要があるという意見は申し上げておきたいと思えます。

あわせてもう1点、議会機能に必要な面積ですけど、これは国の基準、目安があるわけではないということであったと思います。違いますかね。(発言する者あり)あるのですか。ただし、これは職員数と、私がそれこそ専門家委員会の、先ほど橋尾委員の御意見にあった資料の中の一つとして、ここもあったと思うのですがね。24平米ということで、職員1人当たりで示しているものとは示し方が少し何か違っていたように思いますが、数字だけではなくて、位置づけが。違いますかね。ただ、そこについての私は、こういう御時世で、やっぱり我々議員、議会はしっかり質素儉約でやっていくべきだと、こういうふうに思っております。

◆**中西照典 委員長** ちょっと今の意見は、とにかくそれを示されているよりも、何がしかの面積的にもう少し狭くなったところでやはり検討すべきだという意味ですね、議員の場合はね。それから、行政の場合は、職員の、今後の鳥取市における人口減少がある中で、やはりこれを加味して、もう少し考えていくべきだということですね。

そのほかに。

下村委員。

◆**下村佳弘 委員** 前回、行政事務の権限移譲ということで、特例市から中核市ということで、本部が発足したようですが、先回のときには、どういう事務が来るかわからないということでおっしゃられたのですが、保健所業務が7割程度あるだろうというようなことで、あと3割、またほかの業務もあるわけですね。その中で、当然お金は中央のほうから来るにしても、人員というのは鳥取市でそろえるということになると思うのですが、場所も含めて、そういうことも加味しなければならないのではないかなというように思うのです。わから

ないことだから、加味しないのだということではなくて、可能性があることについては検討すべきだと思うのですけども、その辺はどう思われますか。

◆中西照典 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 この中核市を目指してということで、鳥取市が今後取り組んでいくことになっているわけですが、ちょうどスタートした段階でございましてね。当然、今、下村委員さんがおっしゃるように、事務がおりてくると同時に、当然人も確保しなきゃならない。それから、場所についても、執務場所ですね。そういったものを確保しなきゃならないということがあるのですが、それは議論の過程で庁舎整備にかかわってくる部分も当然出てくると思うのですよね。ですから、逐次連携をとりながら、その動向も加味しながら、庁舎整備については考えていかなきゃならないとは思っておりますので、今特別委員会の中でも議論していただくということにも将来はつながってくると思います。

◆中西照典 委員長 下村委員。

◆下村佳弘 委員 定員適正化計画との整合性もあるのでしょうか、あながち人口減だから、比例して事務量、業務量は減るのだというようなことは一概には言えないというふうに思うのですよね。今考えられるやはり住民サービスのための業務っていうのは将来もきちんと維持して、向上していくのだという考え方がないと、庁舎整備にもかかれぬということだろうと思います。そういうことを考えると、やはり本庁機能をきちんとする、きちんとできる条件の庁舎を建てるということが最優先になるのだろうというふうに思います。はっきり言ってしまえば、やはり広い土地にきちんとしたものを建てるということは大前提だろうというふうに思います。

◆中西照典 委員長 今の中核市の問題は、立ち上がったばかりでして、今後どういうふうになるということはこれから詰めていきますけども、やはりこの庁舎をどうするかという問題には非常に大きな問題ですので、逐次タイムリーな資料の提供、あるいは情報の提供をお願いするということにします。

そのほかはどうでしょう。

桑田委員。

◆桑田達也 委員 質問が後戻りするようですけども、再度、イメージをもう一回お聞かせいただきたいのですが、本日配付の資料の12ページの先ほど来から出ております整備案3は、立体駐車場を整備することで平面空間は減少するが、敷地内で賄うことができると。前回までの資料の中には、7,969平米の敷地面積の1階部分を駐車場にすれば、市民利用の駐車場は、駐車スペースは確保できるのだということがあったわけですけども、それがそのような建築をした場合、1階部分はイメージとして、例えば今の駅南庁舎の立体駐車場のようにならぬと、柱が立って、その間が駐車場になっていくというイメージなのかなと思うわけですね。さらには、来庁者の方は、1階部分が全て駐車場になるわけですから、どうしても駐車場に入って2階以降に移動をしなければならない、庁舎間移動をしなければならないという考え方で間違いありませんか、イメージとしては。もう一度聞かせてください。

◆中西照典 委員長 前田専門監。

○前田喜代和 庁舎整備局専門監 おっしゃるとおりでございます。10階建ての建物の1階を駐車場にします。ですから、10階建ての建物の柱がそれぞれ1階に出ていると。その柱と柱の間に車をとめていただくと。それから、この現在の庁舎を解体した後の土地に120台、今、駐車を考えておりますけれども、そこにあと80台ふやすということになれば、そこにまた立体駐車場ができてきますから、2階建てでいけると思いますけれども、その部分についてもまた、10階建ての柱とはもうもちろん違いまして、細いものでいいのですけれども、柱が出てくるという状況でございます。おっしゃるとおりでございます。

◆中西照典 委員長 桑田委員。

◆桑田達也 委員 そうしますと、現本庁舎位置に新築をした場合、来庁者はエスカレーター、もしくはエレベーター、そういったものを使って2階のこの市民スペースに足を運ぶということですね。わかりました。

◆中西照典 委員長 そのほか。

いろいろ、これから目指す方向としては、いろいろ意見が出ました。そういうことをこれから、きょうも宿題が出ましたので、その宿題を、次回に宿題をまた説明していただきながら議論するわけですが、要は、そういうものを含めて、この委員会で、庁舎をいわゆるどこに建築するのが一番市民にとっていいのかということにつながっていきますので、その点のところをよく皆さん、今まで以上に考えていただきたい、議論していただきたいと思います。

そのほかに何かありますか。

吉田副委員長。

◆吉田博幸 副委員長 1つ聞かせてください。

鳥取駅の駅舎のほうは、何だ、耐震化をされたみたいですけども、この高架ですね、線路。これは阪神・淡路でも高速道路だったり、いろいろ都市に行けないような状況がありました。そういうようなことを考えたときに、何ぼまでの耐震でもとるのかな、この線路は。気になるけども、ちょっと宿題で調べてみてくださいな、JRさん、あんたげは何ぼまでもつのかと言って。

◆中西照典 委員長 鉄道は非常に大きな問題ですんで、分断されても困りますのでね。その辺のどこ、ちょっと宿題としますので、よろしくをお願いします。

一応ここできょうの議論を終わらせていただいてよろしいですか。

その他ですが、次回の本特別委員会は7月7日月曜の14時から活力と魅力あるまちづくりの推進についてを議題とします。先ほどの宿題ももちろん含めてでありますし、まとめもやっていきたいと思います。

それでは、以上をもちまして第29回市庁舎整備に関する調査特別委員会を閉会します。皆さん、お疲れさまでした。

午後4時14分 閉会